

# 重度心身障害者医療費決済アプリ利用規約

## 第1条(規約の適用)

一般社団法人かかりつけ連携手帳推進協議会(以下「協議会」といいます。)の提供する**重度心身障害者医療費決済アプリ**(以下本 system)は、当該関係者が所属する自治体への申し込み手続きにより担当する「医療機関」又は「調剤薬局」における決済の支援を行うことを目的としています。本 system の利用者は(以下「利用者」といいます。)下記に記載する利用規定に従い利用下さい。なお「かかりつけ連携手帳ホームページ」に①～⑮のマニュアルダウンロード(受給者)図解記載がありますので詳しく確認して自己の責任にて本 system を利用して下さい。

(注意・マニュアルでの特記事項) 本 system 利用で「引き落とし不成立」の通知が表示され 何らかの理由で引き落としが失敗した場合、1度目は次回引き落とし予定日の通知が行われます。2度目失敗した場合は、再引き落としは行いませんので、各医療機関の窓口にて、直接お支払い頂く事になります。

「かかりつけ連携手帳ホームページ」 [https://phr-project.jp/jushin\\_payment.html](https://phr-project.jp/jushin_payment.html)

なお本 System は協議会が提供していますが、登録医療機関・調剤薬局が本 system を利用して実施する決済にて、利用者に何らかの不都合、不利益が発生し、また損害を被った場合でも「協議会」はその一切の責任を負いませんので予めご了承ください。

本 system をご利用の場合は「本規約」の他、「自治体」が定める各種の規則に同意頂いたものとみなされます。なお、本 system 利用において本規約と個別規程の定めが異なる場合には、個別規程の定めが優先するものとします。

## 第2条 (規約の変更・改訂)

本 system の向上のため、利用規約は将来に向けて変更されることがあります。この場合、「協議会」は利用規約を利用者への事前の通知なく変更できるものとします。利用規約が将来変更された場合、利用者には変更後の利用規約が適用となり、規約変更の告知後に利用者が本 system の利用を継続した場合、利用者は変更に同意したものとみなします。

## 第3条 (定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語の意味

**本 system** アプリは重度心身障害者向けの医療費決済アプリです

---

**利用契約** 本規約に基づき、利用者が「協議会」から本 system の提供を受けるための合意

---

**自治体** 本 system を利用して、利用者に重度心身障害者向けの医療費決済を提供する自治体等

---

**登録医療機関等** 本 system を利用して、利用者に重度心身障害者向けの医療費決済を提供する病院・診療所や調剤薬局

---

**利用者** 本 system 上で登録医療機関から重度心身障害者向けの医療費決済を受ける患者

---

#### 第 4 条（申込）

- 1 本 system の利用契約の申し込みは、本規約に同意いただき、「協議会」が本 system を提供する自治体との間で行っていただきます。
- 2 「自治体」及び「登録医療機関や調剤薬局」において、次の各号のいずれかに該当する場合にはその申込みを承諾しないことがあります。
  - 1 申込内容に虚偽事項、誤記又は記入漏れがあるとき。
  - 2 用者が過去本規約に違反し、またそのおそれがあるとき。
  - 3 その他「自治体」及び「協議会」業務の遂行上支障があるとき。
- 3 「自治体」からの通知と指示に従い、利用登録書から QR 読み込んでアプリをインストールした時点で利用者の間において本 system の利用契約が成立します。

#### 第 5 条（本 system の利用条件）

- 1 利用者は、本 system を利用しようとするときは「自治体」の発行する利用登録書から専用 QR にてアプリをインストールするものとします。事前に協議会が指定するスペック以上の携帯端末として下さい。端末の準備やインストール作業は利用者の責任で実施するものとします。

#### 第 6 条（本 System の利用に付いて）

- 1、「協議会」は、利用者に対し名目の一切を問わず報酬請求を行いません。

#### 第 7 条第(免責)

- 1 本 system において行われる関連する医療行為、処方箋の発行、処方箋及び医薬品を配送等においても、「協議会」は一切責任を負いません。

#### 第 8 条(禁止事項)

「協議会」は、利用者が以下に該当する行為を行うことを禁止します。

1. 「自治体」もしくは「登録医療機関又は調剤薬局」または「協議会」の知的財産権（著作権・意匠権・特許権・実用新案権・商標権・ノウハウが含まれますがこれらに限定されない）、その他業務を妨害する行為、また侵害する虞のある行為。
2. 「自治体」及び「登録医療機関又は調剤薬局」もしくは、第三者もしくは「協議会」の財産もしくはプライバシーを侵害する行為、または侵害する虞のある行為。
3. 罵詈雑言等、他者を誹謗中傷する行為、またはその虞のある行為。
4. 名誉や信用を毀損およびそれらを助長する行為、またはその虞のある行為。
5. 嫌悪感を与える行為、またはその虞のある行為。
6. 民族的、人種、信条、性別、社会的身分または門地等による差別、その他差別につながる行為、またはその虞のある行為。
7. ストッキング行為など方法など如何を問わず嫌がらせ行為、またはその虞のある行為。

- 8・「自治体」及び「登録医療機関又は調剤薬局」もしくは、第三者もしくは「協議会」に不利益もしくは経済的損害、精神的損害を与える行為、またはそれらの虞のある行為。
  - 9・公序良俗に反する行為もしくはその虞のある行為、または公序良俗に反する情報を他の登録医療機関もしくは利用者、もしくは第三者に提供する行為。
  - 10・暴力表現、非合法活動への勧誘、またはその虞のある行為。
  - 11・犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはその虞のある行為。
  - 12・事実に反する、またはその虞のある情報を提供する行為。
  - 13・選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類似する行為。
  - 14・メールアドレスおよびパスワードを不正に使用する行為。
  - 15・他人になりすまして本 system を利用する行為。(自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織の代表者や代理人を名乗ったりまたは他の人物や組織と提携、協力関係にあると偽ったりすること。)
  - 16・勧誘あるいは広告に該当する、またはその虞のある行為。
  - 17・無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為。
  - 18・薬事法に違反する、健康食品や健康器具の効能をうたう行為。
  - 19・特定個人名、施設名等、個人の特定につながる情報の提供行為。
  - 20・前各号に定めるほか、法令に違反する、または違反する虞のある行為。
- 前各号の事由に準ずる行為であり、協議会が不適切と判断する行為

#### 第9条(本 system 提供の中断・中止)

協議会」は、次の各号のいずれかに該当すると「協議会」が判断した場合には、別紙の定めにかかわらず、本 system の全部又は一部の提供を行わないものとし、それが「協議会」の責めに帰すべき事由による場合を除き、その一切の責任を負わないものとします。

1. 「自治体」「登録医療機関・調剤薬局」の協力が得られず、本 system の提供が困難となる  
とき。
2. 「登録医療機関・調剤薬局」利用者または第三者が、他人の財産、プライバシー、著作権  
若しくは肖像権その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為を行い、または  
これを要求したとき。
3. 「登録医療機関・調剤薬局」、利用者または第三者が、不正アクセスに該当する行為、犯  
罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為、又は公序良俗に反する行為その他「協議  
会」が不適切と判断する行為を実施したとき。
4. 「自治体」「登録医療機関・調剤薬局」から要求された作業の遂行に必要な第三者の同意  
が得られていないとき。
5. 戦争、暴動、労働争議、天災地変(地震、噴火、洪水、津波等)、火災、停電その他の非  
常事態により本 system の遂行が著しく困難となったとき。

6. 本 system の用に供する建物、電気、通信回線又はサーバーその他の設備の保守又は工事その他やむを得ない事由があるとき。
7. 本 system の提供に必要な機器又はソフトウェアが不具合等により停止したとき。
8. 本 system の提供に利用している電気通信 system が中断又は中止されたとき。
9. その他利用者の責めに帰すべき事由により本 system の提供が困難となるとき。

## 第 10 条（損害賠償）

1. 利用者が、本 system に関し、「協議会」に故意又は過失が存在することにより損害を被った場合であって、「協議会」の修正等の処置によりその損害が回復されなかった場合には、法的根拠の如何を問わず、本規約に定められた範囲・方法に従うものにより「協議会」に対し損害賠償を行います。
2. 「協議会」は、本 system の利用またはその利用不能により生じた特別損害、偶発的損害、間接損害、またはこれに類似する損害については、いかなる場合においても責任を負いません。これらの中には、利用者の得べき利益の喪失やデータ消失、利用者の情報の外部への流出・漏洩による損害も含まれます。また、そのような損害が生じる可能性について「協議会」が以前から警告を受けていたとしても、「協議会」はこれらの損害に対する責任を負うことはありません。
3. 利用者の第 1 項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他の請求原因の如何に関わらず、金 3 万円を上限額とします。また、第 2 項に記載した科目について「協議会」は賠償責任を負うことはなく、前記賠償額の総額の算定にも含まれないものとします。
4. 前各項の定めにかかわらず、登録医療機関の診療行為及び調剤薬局の調剤等の内容に関し利用者が損害賠償請求を行うものについては、「協議会」は一切責任を負わないものとします。
5. 本条の規定は「協議会」、にたとへ故意又は重大な過失があることにより利用者に生じた損害についても、適用しないものとします。
6. 利用者が、本 system に関し、「協議会」に故意又は過失が存在することにより損害を被った場合であって、「協議会」の修正等の処置によりその損害が回復されなかった場合には、法的根拠の如何を問わず、本規約に定められた範囲・方法に従うものにより「協議会」に対し損害賠償を行います。
7. 「協議会」は、本 system の利用またはその利用不能により生じた特別損害、偶発的損害、間接損害、またはこれに類似する損害については、いかなる場合においても責任を負いません。これらの中には、利用者の得べき利益の喪失やデータ消失、利用者の情報の外部への流出・漏洩による損害も含まれます。また、そのような損害が生じる可能性につ

いて「協議会」が以前から警告を受けていたとしても、「協議会」はこれらの損害に対する責任を負うことはありません。

8. 利用者の第 1 項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他の請求原因の如何に関わらず、金 3 万円を上限額とします。また、第 2 項に記載した科目について「協議会」は賠償責任を負うことはなく、前記賠償額の総額の算定にも含まれないものとします。
9. 前各項の定めにかかわらず、登録医療機関の診療行為の内容に関し利用者が損害賠償請求を行うものについては、「協議会」は一切責任を負わないものとします。
10. 本条の規定は「協議会」、に故意又は重大な過失があることにより利用者に生じた損害については、適用しないものとします

#### 第 11 条（利用者からの情報の収集と利用）

1. 本 system の利用に際して、利用者には、本 system の各ソフトウェアが情報を収集・利用することに同意頂く必要があります。
2. 本 system は、収集した情報を、「自治体」「登録医療機関・調剤薬局」の端末上、もしくはインターネット上のサーバーに保存することがあります。また、収集する情報には、セキュリティに関する情報、個人情報が含まれます。
3. 利用者が本サービスを利用する場合、本 system を開始した時点で、「自治体」「登録医療機関・調剤薬局」及び「協議会」が下記情報を下記目的のために収集・利用することに同意するものとします。なお「医療機関・調剤薬局」での業務及び本 system 遂行・実施の為に「自治体」「登録医療機関・調剤薬局」及び「協議会」が取得する情報については、以下の定めによるものとします。
  1. 取得情報
    - i. 利用者の情報(氏名、連絡先電話番号、性別、生年月日、診察券番号、本人確認証及び、利用者が記載・添付した内容、
    - ii. 利用者の端末を特定する情報
    - iii. 各ソフトウェア自体の動作ログ
    - iv. 端末の機種情報
    - v. IP アドレス
    - vi. その他、本サービス・各ソフトウェアの性能を実現するために必要な情報
  2. 利用目的  
「協議会」は、前号で集めた情報を、以下の目的で利用します。
    - i. 各ソフトウェアによる利用者への本サービスの提供、
    - ii. 本 system 内容、各ソフトウェアの改善
    - iii. 「協議会」及び関連会社と本 system 稼働業務遂行
    - iv. 「協議会」及び利用者への他サービスご案内

- v. 個人が特定されないように加工した上での統計情報としての収集・整理、統計情報の第三者に対する提供
4. 「協議会」は、前項の情報について、今後新たに参加する可能性のあるサービス提供会社等、「共同管理者」といいます)と共有する場合があります。  
(参加が決定した場合は社団の HP にて発表いたします)
5. 「協議会」は利用者に関する集積された又は個人を識別できない状態に加工された情報を第三者と共有する場合があります。また、「協議会」は以下の場合に第 3 項の情報を、提供を受ける第三者において個人を識別できない状態に加工して開示することがあります。
6. 「協議会」が、適用される法令(情報提供者の居住国以外の法令を含みます。)又は法的手続を遵守するために開示が必要であると合理的に判断した場合。
7. 開示することが、身体の上の受傷若しくは財産の毀損を防ぐため、又は「協議会」及び関連会社、利用者もしくはその他の情報提供者の運営、権利、プライバシー、安全性若しくは資産を保全・確保するために必要な場合(本 system の提供に適用される条項を実施するため、「協議会」が利用可能な救済策を求め、若しくは「協議会」が被る可能性のある損害を限定するために必要な場合を含みます。)
8. 「協議会」が第三者のサービスプロバイダーのサービスを利用して、ウェブホスティング、データ分析、支払処理、クレジットカード処理、受注処理、インフラ及びネットワークの供給、IT サービス、サポート及びメンテナンス、顧客サービス、メール配信サービス、監査サービスその他類似のサービスを提供する場合。
9. 「協議会」が、組織再編、移転又は「協議会」の事業、資産若しくは全部又は一部の処分をする場合等。
- 10 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために開示が必要な場合。
- 11 国の政府機関、地方公共団体、公共機関又はこれらの機関の委託を受けた者から協力を要請された場合(情報提供者の居住国以外の政府機関、団体、公共機関又はこれらの機関の委託を受けた者を含みます)。
- 12 情報提供者が「協議会」に対し、情報開示に関し明示の同意を与えた場合。
- \*利用者が第 3 項の取得条項のうち、個人情報に該当するため送信を希望しない情報がある場合には、「協議会」にご連絡下さい。ただし、本 system の性格上、当該情報が取得されないことにより、本 system の各ソフトウェアの機能の一部が利用できなくなることがあります。なお、本 system は利用者に属する医療従事者の利用端末を特定する情報は必ず取得する必要があります。これらの情報の開示を希望しない場合には、本 system の各ソフトウェアをアンインストールし、その利用を中止頂く必要があります

## 第 12 条(個人情報の保護)

- 1 利用者は、本条に定める情報につき、情報の全部または一部を「協議会」が「自治体」「登録医療機関・調剤薬局」の委託を受けて保管することに同意します。

2 本条に定める情報については、前条の定めを適用せず、「自治体」「登録医療機関・調剤薬局」からの指示に従い管理するものとします。そのため、本条に定める情報については、「協議会」は直接利用者からの削除要求等には対応しません。「協議会」に対し削除等の要請がなされた場合には、速やかにこれを登録医療機関に通知します。3 利用者において本条に定める情報の削除・確認が必要となる場合には、「自治体」「登録医療機関・調剤薬局」に削除要求その他の照会を行うものとします。

3・利用者が本条に定める情報の削除を希望する場合、本 system の全部または一部が利用できない場合があります。この場合「協議会」は、「自治体」「登録医療機関・調剤薬局」に意見を聞いた上で、利用者への本 system の提供を終了することができます。

4・本条の情報の管理について、協議会は各種法令・規則・ガイドラインに準拠した安全管理体制に準拠して行うものとします。

1. 「協議会」は、本条に定める情報について、利用者の本 system の利用の有無にかかわらず、登録医療機関からの委託を受けている間、かかる情報を保管することができるものとし、利用者はこれに同意します。

2・「協議会」は、利用者が本 system に保存する情報のうち個人情報(当該情報により個人が識別可能な情報、及び他の情報と照合することにより容易に個人が照合できる情報を指すものとします)を、利用者の同意を得ることなく、提供を受ける第三者においても個人が識別可能な態様にて第三者に提供することはありません。但し、以下の場合にはこの限りではありません。

1. 法令に基づいて、開示が必要であると「協議会」が合理的に判断した場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると判断した場合
3. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると判断した場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合
5. 合併その他の事由により本 system の権利者、system の主体が変更され system の継続のため個人情報を移管する必要があると判断した場合本 system の利用料金の支払いについて、「協議会」が提携する決済代行会社、クレジットカード会社等に対して、クレジットカード決済等に必要な範囲内、およびクレジットカード決済等の不正が疑われる場合等において、その真偽を確かめる為に必要な範囲内で提供する場合

6 前項の規定にかかわらず、「協議会」は本サービスのメンテナンス、セキュリティ上の対応等のため必要がある場合には、利用者にホームページ等で通知することにより、登録医療機関の保存する情報を当該メンテナンス要員、もしくは委託の第三者等が閲覧する場合がございます。

7 前項に基づき「協議会」が情報を閲覧する場合、「協議会」は保存する情報を秘密に保持し、「協議会」の他の社員および第三者に漏洩いたしません。

8「協議会」は、利用者の情報の保護に関し、可能な限りのセキュリティ対策を講じるものとしませんが、第三者より意図的に利用者の保存する情報への不正アクセス、盗難、破壊、改ざん等（以下「不正アクセス等」といいます）が為される可能性を一切排除することはできません。その場合、「協議会」は当該第三者の特定等に協力いたしますが、「協議会」の過失に依らない場合には、不正アクセス等により生じた損害について「協議会」が賠償義務を負うことはなく、損害賠償等については利用者と不正アクセス等を実施した第三者との間で解決するものとしします。

9 本条項で定められた、取得した利用者の情報は「協議会」、情報セキュリティ基本方針、プライバシーポリシーに従い、適切に取り扱います。セキュリティ基本方針、プライバシーポリシーについては、「協議会」ウェブサイトをご確認ください。

### **第 13 条(利用契約に基づく権利の譲渡の禁止)**

1・利用者が利用契約に基づいて本 system の提供を受ける権利は、第三者へ譲渡することができません。

2・「協議会」は、本 system の提供に関する権利の全部又は一部につき、これを第三者に譲渡し、またその業務の全部又は一部を委託することができます。

### **第 14 条 (解約)**

1. 利用者は、利用契約を解除しようとするときは「自治体」に通知するものとしします。この場合利用した全ての決済金額に付いて医療機関への支払が完了した時点をもって終了とします。

2. 解約後は、専用アプリを利用して本 system を利用することはできません。

### **第 15 条(契約解除)**

1. 「協議会」は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知又は催告を要せず、直ちに利用契約の全部又は一部を解除できるものとしします。
  1. 利用者が本規約に違反したと「協議会」が判断したとき
  2. 利用者が届け出ている情報に虚偽又はこれに類する不正確な内容の記載が含まれていると判明したとき
  3. 利用者が振り出し、引き受けた手形又は小切手について、不渡り処分を受け、手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  4. 利用者が差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立があったとき、又は租税滞納処分を受けたとき
  5. 利用者が破産手続開始、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、又は清算手続に入ったとき

6. 利用者が事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
7. 監督官庁より営業免許もしくは営業登録の取消し、又は営業停止の処分を受けたとき
8. 前各号のほか、財産状態が悪化し、もしくはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき、又は本契約の継続が著しく困難となる事由が生じたとき利用者は、前項各号のいずれかに該当した場合、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。また、「協議会」は、前項の措置により利用者が生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 16 条(反社会的勢力)

1. 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下「暴力団等」という)、には該当しないこと、及び次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
  1. 暴力団等が経営を支配している又は経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  2. 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
  3. 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  4. 役員又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 「協議会」は、利用者が前項の表明保証に反していることが判明した場合、又は、新聞報道をはじめとする報道により、利用者が暴力団等若しくは前項各号のいずれかに該当することが報道された場合には、何らの通知催告なしに、期限の利益を喪失させ、かつ利用契約を解除することができるものとします。

#### 第 17 条(契約条項の分離独立性)

本契約の各条項のうちは無効もしくは有効性に疑義が生じた条項が存在する場合においても、他の条項は引き続き有効に存続するものとします。

存続するものとします。

#### 第 18 条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は日本法とします。

#### 第 19 条 (専属的合意管轄裁判所)

本規約、利用契約および本 system に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。

以上です